

投・開票所の秩序保持について

平成31年2月7日
板橋区選挙管理委員会決定

板橋区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、各選挙における投票所及び開票所の秩序保持について、公職選挙法第58条乃至第60条（法第74条及び第85条の準用規定を含む）の規定に基づき、以下のとおり決定し、投票管理者及び開票管理者（選挙会事務を同時に行う場合においては選挙長。以下同じ）に申し伝える。

1 全体に関する事項

(1) 秩序保持の義務

投・開票所においては、喧騒にわたるなど、その秩序を乱す行為をしてはならない。

特に投票所においては、演説・討論を行い、投票に関する協議もしくは勧誘をし、他の投票人の投票に影響を与える恐れのある行為をしてはならない。

(2) 撮影・録音の禁止

投・開票所内における撮影・録音は、媒体の種別を問わずしてはならない。

ただし、開票所において委員会が管理運営の必要上自ら撮影する場合及び報道機関等特別に開票管理者が認めた場合を除く。

なお、開票管理者が特別に認めた報道機関等が撮影する場合においては、選挙人が判別できるような撮影、投票の記載内容が判読できるような撮影をしてはならない。

2 開票立会人に関する事項

(1) 私物の取り扱い

携帯電話（スマートフォン含む）、カメラ、筆記用具、カバン等の私物は、立会人席には持ち込まないこと。

立会人席で使用する筆記用具は、委員会が用意する筆記用具に限る。

(2) 立会人の職務が終了するまでは、外部との連絡をしないこと。

(3) 職務中にあってはみだりに席を立たない。離席の必要がある場合には開票管理者に許可を求めること。

(4) 票の点検に関する事項

随時点検は、開票管理者が別に定める制限時間を守ること。

随時点検によって不審な点がある場合には、それ以上手を触れずに、挙手

により担当に知らせること。

回示点検の場合は、回示者の説明を聞き、意見を述べることは許されるが、不必要に時間をかけて点検しないものとする。

積載台の点検済みの票には手を触れないこと。

(5) 職務中は、開票管理者の指示に従うこと。

3 開票参観人に関する事項

(1) 参観できる者

開票を参観できる者は、板橋区の選挙人名簿に登録されている者に限る。ただし、開票管理者が特に認めた場合を除く。

なお、参観を認められた者は、開票管理者の指示に従うこと。

(2) 開票の妨害の禁止

開票作業中は静粛にし、大声・奇声を発するなどして開票作業を妨害してはならない。

(3) 参観人席での飲食・喫煙の禁止

(4) その他、円滑な開票事務の妨げとなる行為の禁止

4 秩序保持のための処分等

(1) 投・開票管理者はこの決定事項に反し、投・開票所の秩序を乱す者があるときは、これを制止し、命に従わないときは、投・開票所外に退出させることができる。(法第 60 条)

(2) 投・開票管理者は、必要があると認めるときは、警備にあたる警察官の処分を請求することができる。(法第 59 条)